

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 1 開催日時

令和4年5月13日（金）午後1時開議

### 2 開催場所

第1委員会室

### 3 会議に付した案件

#### 1 行政区再編協議

- (1) 浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について
- (2) 区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について
- (3) 施行時期について
- (4) 区割り案（決定）について

13:00

○高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。

欠席委員はございません。

市政記者の傍聴についてお諮りをします。許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、許可いたします。

一般傍聴人の傍聴についてお諮りをいたします。申出があれば許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、申出があれば許可いたします。

13:00

### ◎前回委員会における協議内容の確認等

13:01

#### 1 行政区再編協議

### ◎結論

浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について、修正内容の確認ができたので了承することとしました。

区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について、1の市民サービス・組織については了承することとし、2の住民自治については継続協議とすることを条件に了承することとしました。

施行時期については、令和6年1月1日としました。

区割り案については、当局の提案を了承することとしました。

## ◎発言内容

### (1) 浜松市区再編(案)パブリック・コメント結果及び市の考え方について

○高林修委員長 それでは、協議事項(1)浜松市区再編(案)パブリック・コメント結果及び市の考え方について、前回からの修正箇所を確認したいと思いますので、まずは当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 それでは、配付しました資料の1-1と1-2について説明いたします。

まず、資料1-1について御説明いたします。資料1-1はパブリックコメントの市の考え方を示していくものです。1ページ、一番下に※で市の考え方というところがございますが、※に記載のとおり、4月18日の特別委員会にお示したものに、前回4月28日の委員会で質問項目として御指摘いただいた内容を踏まえて修正したものでございまして、修正した箇所には網かけをしています。次の2ページを見ていただきますと、例えば下から3行目から4行目の部分ですが、網かけがされております。このような形で修正した箇所には網かけを施してあります。公表に当たってはこの網かけは取っていく形となります。公表の時期ですが、本日の特別委員会の結果を踏まえて、必要に応じ修正等を行った上で、印刷、公共施設等への配付を行いますので、10日程度のお時間をいただくことを予定しております。

続きまして、資料の1-2を御覧ください。こちらはパブリックコメントを行いました浜松市区再編(案)となります。パブリックコメントにおいて案の修正としたものと、前回4月28日の委員会で質問項目として御指摘いただいた内容を踏まえて追記をしております。例えば、4ページの下半分のところは人口・面積のバランスについてのポイントとありますが、このような形のとおり追記したところを四角で囲んであります。5ページの下半分も同様に追記した部分ということで囲んでございます。以降、同様に追記した部分は囲みがしてありまして、こちらも公表時には削除いたします。

変更点は以上です。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○高林修委員長 資料1-1、資料1-2と結構厚めですが、この資料については10日に配付されておりますので、委員の皆さん、お目を通してはいただいたと思います。今日は1時から始めたこともあって時間もありますので、少し目を通していただいても結構ですけれども、この部分について質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○加茂俊武委員 パブコメの市の考え方の資料1-1の2ページ並びに4ページです。

この網かけの部分ですけれども、「天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などが整備されており」というふうになっていますけれども、委員会の意見の中では、コメントの中では、「天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路鉄道網があり」となっていますので、整備されているという、何かもう完璧に道路網が整っているという解釈もされる可能性がありますので、ぜひこれは委員会の意見どおり、「道路鉄道網があり」というような表現に変えていただきたいということです。お考えがあれば、ぜひお願いします。

○区再編推進事業本部副本部長 御指摘いただきました点につきまして、参考資料にも加茂委員御指摘のとおり表現となっているかと思っておりますので、御指摘のとおり修正をしたいと思います。

○加茂俊武委員 そのようにお願いします。会派から強い意向もありますので、変更していただけるということであれば、了承いたします。

○酒井豊実委員 資料1-2のほうで、9ページであります。

中身に立ち入っては意見・質問はしませんが、3ポツ目、この結果を踏まえというところの中で、

「令和2年9月の市議会全員協議会において」という記載になっておりますが、9月何日という日付がここには入っておりませんが、それもはっきり書き込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○区再編推進事業本部副本部長** 日付に関しましては、もちろん決まった日がありますので、入れることは可能でございますが、委員会としてそのような御結論をいただければ修正いたします。

**○酒井豊実委員** 先ほど申しましたとおり、当然議会の日ではなく、9月というのはいかにもぼやけた内容でありますから、分かりやすくすべきであると思っておりますので、ぜひ入れてください。

**○高林修委員長** 具体的には28日ということですが、ほかの委員の方で今の酒井委員の御発言について異議のある方がいらっしゃったら……。なければそのとおり28日と追記してもらおうということになります、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、当局はよろしく願います。

ほかに、いかがでしょうか。

**○酒井豊実委員** 同じ資料の1-2の22ページで、主要組織（防災）であります、下段の防災組織についてのポイントということで、ここでは避難所の位置や職員配置のことが掲げられておりますけれども、近年の災害、昨年度も避難所というよりもその前に設置される緊急避難場所について、このくだりの中では紹介が全くないですけれども、緊急避難場所についてもやはり必要だと感じていまして、個別の住民への対応で一遍に大勢続々来られた場合に、その対応に苦慮している現場も天竜区内で見えるものですから、人員が非常に不足しているということとか、ベッドの配置とかいろいろな点で対応が右往左往しておりましたので、ここに書くべきかどうかは分かりませんが、緊急避難場所についても人の配置というのは非常に大事だと感じておりますので、何がしかの対応、記載をお願いしたいなと思っております。

**○区再編推進事業本部副本部長** 22ページですけれども、防災の基本的な方向性ということで、一番上に大きな方向性として、「再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持」という方針を示しており、その下にその拠点等を示しています。大方針として現状と変わらないというところがあり、その中の1つのポイントとしてここに記載しておりますので、全てのことを書いているわけではなくて、ポイントとして例示させていただいております。大方針としては一番上に書いてあるということで、現在のままとしたいと思っております。

**○酒井豊実委員** ちょっと不満ではありますが、日常的に市民が直ちに駆け込む場所は、まずは避難場所ではなくて頻繁に開設されるのは緊急避難場所なものですから、その職員の配置に現状でも不備があると思っておりますので、意見として出しておきます。

**○高林修委員長** 御意見ということですので、よろしく願います。

ほかにはございますか。

**○太田利実保委員** うちの会派から出させていただいた確認内容について、おおむね反映されているということで、その点についてはありがとうございますということと、あと、1点だけです。

指摘といいますか、1-1の76ページの質問83、この中身を見ると「現在、引佐協働センターに行っても用事が済まない」という記載があります。この業務が具体的にどのようなものかは、はっきり分かりませんが、そういったところの個人の方が何を思って不便が生じたのかということもある程度探っていく必要があるのかということとか、その後段で「結局、北区役所に行くことになってしまっ

ている」ということで、区が再編すると今度は浜北区役所に行かなければいけないのかとか、そういった素朴な疑問とか、そういったところの対応とか、そんなことありませんよというような、心配事に対して払拭するような書き方というのにも必要というところを感じたので、そこについて何か御所見があればお願いします。

**○高林修委員長** 太田利実保委員、そうすると、77ページの「【市の考え方】その他」のところに追記等が必要だということですか。

**○太田利実保委員** そこもはっきりさせたほうが、この方の不安に対して回答できるのではないかと思いますけれども。

**○区再編推進事業本部副本部長** 委員おっしゃるように、具体的に何の手続かというのが分からないところはあるのですけれども、現在も区役所と1種協働センターというのは機能が違う部分もございまして、再編に併せて、その見直しというのはないということで、区役所が行政センターになっても変わらないということは協議させていただいているところでございます。

区役所が行政センターになっても変わらないといったことの周知というのは御指摘のとおり、これからもやっていかなければいけないと思っておりますけれども、機能がそもそも違うということに関しては、まずはそこも御理解いただいてということで考えております。

**○太田利実保委員** そうですね、そこら辺はしっかり周知していただくということで、ここの部分はこのままいくということですね。そこだけ確認できれば結構です。

**○太田康隆委員** 議事進行上、このパブコメに対する当局の対応に対しての質疑で、前回の委員会でやって、それで修正を加えられました。修正を加えられたことに対してそれがいいとか悪いとか、もっと丁寧にすべきだとか、そういう議論で委員会を進められるべきで、既にそこをやっているの、後戻りするとか、またそれを言い出すと切りがないと私は思いますので、そこらほうまく配慮しながら運営をお願いしたいと思います。

**○高林修委員長** 先ほどの酒井委員の御発言も似たようなところがあると私も思っておりますけれども、ふだん丁寧にやると明言しておりますので。太田利実保委員は最初に創造浜松さんとしてはおおむね認めるということで、ここだけということだったものですから発言していただきました。

今、太田康隆委員の話もありましたので、特に修正箇所についてこれ以上再質疑はないと考えてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方については、修正内容の確認ができましたので、了承することといたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## （２）区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について

**○高林修委員長** それでは、続きまして、協議事項（２）区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方についてですが、前回の委員会では、昨年12月14日に配付しました内定案を用いて当局から決定版のイメージを御説明いただきました。

本日は、実際の資料に基づき、改めて当局から説明をお願いいたします。

もう一度申し上げますが、前回はイメージを説明していただきました。ですので、今回は実際の資料に基づき、改めて当局から説明をお願いいたします。

**○区再編推進事業本部副本部長** 資料としては2になるのですけれども、その前に、今回の委員会に当たりまして、4月18日、28日配付資料に係る再質問ということでいただいておりますので、まず、そちらについて口頭となりますけれども、回答させていただきたいと思っております。

3点再質問ということで頂いております。

1点目です。C区の天竜土木整備事務所の人員の増減の理由は何かということでございます。回答といたしましては、前回の資料3-4ということになっておりますけれども、土木整備事務所と出先グループの担当業務を見直しておりますので、これに伴う……

**○高林修委員長** 副本部長、申し訳ない、回答については口頭なので、この資料を目で追っていただきたいです。一番頭、行政区再編協議（4月18日、28日配付資料）に係る再質問項目ということで、全部共産党さんからの3問です。

お手元にありますか、よろしいですね。すみません、再開してください。

**○区再編推進事業本部副本部長** 最初から始めたいと思っております。

1つ目の御質問です。C区の天竜土木整備事務所の職員の増減の理由は何かということでございますので、こちらは土木整備事務所と出先グループの担当業務を見直したことによるものでございます。

2つ目の質問です。職員の81名減で防災体制に及ぼす影響ということでございますが、これ前回の委員会でも同様の御質問があったかと思っておりますけれども、応急対策要員は区の再編後も区役所、行政センター、支所の各庁舎に勤務する職員のうち土木整備事務所の職員を除いた職員から配置して、区再編前と同じ職員数を確保するものです。地区防災班員についても再編前と同数を確保いたします。

3つ目の協議会について、住民自治を発揮できる組織・委員構成・運営が必要だということで、御意見のような形ですけれども、この後の協議事項にもなっているかと思っておりますが、関係者の御意見を踏まえて、特別委員会で協議してまいります。

再質問に関しては以上3点になります。

**○高林修委員長** 今の共産党さんからの3つの再質問に対して当局から説明がありました。再質問された共産党、酒井委員のほうから回答に対して御発言願えればと思います。

**○酒井豊実委員** 1番の天竜土木整備事務所のプラマイについては、実質的に天竜土木整備事務所管内では2名プラスになり、出先グループが増えるということです。いずれにしても、担当業務の見直しということでありますので、これは改めて別のところで伺います。

それから、防災の体制ですが、具体的に示してほしいと書きましたので、本当でありますと表にして人員の配置体制とか、個別のことになりますので、これはこれとして、また資料を直接頂きながら説明を聞いていきたいと思っています。少し納得できない部分があり、不安に思っている部分も多々ありますのでということです。

3については、これからということでもありますので、また……。

以上でいいです。

**○高林修委員長** 酒井委員、今の当局の回答については納得していないということになるのですか。

**○酒井豊実委員** 2番についてはちょっと納得しておりません。

**○高林修委員長** 先ほど副本部長から話があったように、前回からこの話は出ていて、それこそこれもう一度やるとすると、議論の蒸し返しになると思いますので、副本部長、続けてください。

**○区再編推進事業本部副本部長** それでは、資料2となります。

区再編（案）の決定に向けた資料として、区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な

考え方についてという資料となります。前回の委員会で、資料のイメージを口頭でお伝えしましたが、昨年12月14日の内定案を基に、これまでの協議を踏まえ、資料を一部追加等したものでございます。

1 ページ目の1の(1)から(5)に変更はございません。

(6)は資料を変更しておりますので、続けて説明いたします。

まず組織図、別紙3になりますが、11ページとなります。

11ページから12ページにかけてとなりますが、こちらは4月18日の特別委員会に提出した資料で、裏面の12ページの区役所の部分について、委員会での御指摘を踏まえてA区役所及びC区役所に副区長の記載を追加しております。

続きまして、13ページとなります。別紙4です。区政担当副市长に関する資料となります。

昨年12月の特別委員会に提出した資料を基に、委員会での協議を踏まえて、資料の上の半分のピンクの四角の囲みのところの一番下に「中山間地域に準じる地域の振興」という記載を追記しています。

続いて、15ページとなります。15ページから29ページは、別紙5の固まりで、別紙5-1及び別紙5-2となりますが、こちらも4月の特別委員会に提出させていただいた資料となりまして、組織別と庁舎別の職員数となります。

職員数に関する資料が29ページ、30ページまでありまして、続きまして、31ページを御覧ください。

こちら別紙6となりますが、31ページから32ページにかけて、こちらも4月の特別委員会の提出資料で、主要市民サービスの一覧となります。

続きまして、33ページとなりますが、別紙7の所管エリアの地図は変更ありません。

裏面の34ページ、こちらに土木整備事務所と出先グループの担当業務の一覧を追加しております。

35ページです。別紙8となりますが、こちらの所管エリアも変更はございません。

めくっていただいて、37ページです。別紙9です。こちらの所管エリアも変更はございません。

裏面の38ページから39ページ、こちらも先日の特別委員会提出資料で防災体制を追加しております。

また、特別委員会で御指摘をいただきましたので、38ページの下連携のイメージという図の右側に区本部と地域本部の例示事務を追記しております。

資料2の一番最初の1ページ目にお戻りください。

今御説明したものは、大きな1番の(6)の別紙3から別紙9となりますが、その下2、住民自治というところです。

これまでの特別委員会での協議を踏まえまして2点記載しております。1点目が、協議会は2層の体制とし、1層目は3つの区協議会を設置。2層目(地区等の枠組み)は6から16程度の設置を基本とする。2点目、協議会の名称、委員数、任期、権限、2層目の協議会の数等は条例制定までに決定するという事で記載してあります。

また、前回の特別委員会でエリアマネージャーとコミュニティ担当職員の区域や業務が分かるものが必要という御指摘を頂きましたので、資料2の一番後ろとなりますが、別紙10ということで資料を追加しております。

また、最後に資料2の1ページ目ですけれども、その住民自治の下、3として施行日を記載することとしております。

説明は以上です。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。これからの進め方ですが、資料2の2、住民自治の区再編後の協議会の体制については、後ほど各会派から協議結果を報告いただきますので、まずは資料2

の1の市民サービス・組織について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

その前に、私からリクエストですが、別紙7の土木整備事務所は先ほども説明いただきましたけれども、変わっているということで、追加で説明していただけるとありがたいのですが。別紙7、土木整備事務所の地図の裏側です。

**○区再編推進事業本部副本部長** 委員長から御指摘頂いたのは、34ページかと思います。34ページですけれども、基本的には4月の委員会に提出させていただいた土木整備事務所・出先グループの担当業務というのを基本としながら、一部修正を加えた箇所がございます、この大きな表のタイトル、区分、管理、工事とありますが、右側の工事のほうの区分に地域要望事業といったところがあります。

このあたりの記載が、金額で区分していたり、用地なし、ありといった区分がございますが、以前出したものよりももう少し分かりやすい表記が必要ではないかといった検討を加えまして、この表の区分の地域要望事業というところを変更しております。

**○高林修委員長** 当局の考え方には結局変わりはないのだけれども、表現として少し分かりが悪いということで、私からもお願いをして、こういうくりにさせていただきました。

それでは、まず、1の市民サービス・組織について質疑のある方は御発言を願います。資料2を基に御発言してください。

**○加茂俊武委員** 資料はおおむね構わないですし、あと、職員の数の総数については理解しました。

振り分けについてですけれども、5-1とか5-2、この辺の細かな数字は、以前から言っているように、行政センターの中のグループについては所属長が決めるということではありますけれども、そうしたところが統一感のあるような方向でいくのかとかという議論を今後できる場というものがあるのかどうか。今日、議論は大枠では了承されると思いますが、組織の最適化について今後も細かな部分は少し議論が必要だということではできるのでしょうか。

1つ例を言うと、北行政センターの副区長は今兼任ですけれども、自民党の質問の中では、単独で置いて、行政センター長を課長クラスというような意見も出ていますし、その辺について今後議論する場があるのか、ここで決定となるのかということの方が分かれば教えていただきたいと思います。

**○高林修委員長** 加茂委員、話を2つに分けていきたいと思うのですが、当然、施行した段階ではこの組織表にはなると。次の別紙5-2以下についての人員配置、職員配置について、これは私の考えですけれども、理論値81人減というのは約5年かけてということなものですから、そこのところは組織と職員配置は別物だと考えていますので、特に組織については当局がどのように考えているかということ質問したいということではよろしいでしょうか。

**○加茂俊武委員** 考え方はこの間、所属長がグループを決めるということは聞いているのだけれども、まだ条例上程までとか、令和6年の施行日までには時間があるので、何が最適かをやはり議論する場があれば、ありがたいというところです。

その後の副区長については、ここで了承しますというより、まだ議論の余地があればありがたいとは思いますが。

**○区再編推進事業本部副本部長** 今の御指摘で、高林委員長のほうで組織をどういう編成にしていくかということと職員配置をどうしていくのかという、2通りの御指摘ということと受け止めさせていただきました。

組織に関して言うと、当然職員は組織編成に合わせて配置していくべきものということになりますので、再編をするタイミングでこの組織が変わっていくということですので、この後、施行日を御協議い

ただきますけれども、その施行日に合わせて組織というものが流動的でないことが望ましいと考えておりますので、私どもといたしましては、本日提案をしている組織、この形を前提として施行日までに準備をしていきたいと考えております。

職員配置は、先ほど委員長も御指摘していただきましたけれども、今回別紙5-1や5-2で示しているのは、おおむね5年程度をかけて区を再編することによって、例えば81人正規職員が減って、最終的にどのような配置のイメージになっていくかということで各区ごと、あるいは各区の中の区役所や行政センターという区役所内組織ごとの振り分けのイメージをお示しさせていただいております。

そうした中で、この委員会の中でも常々御発言いただいておりますけれども、区の再編の中では持続可能な組織ということで、その時々々の状況の変化に柔軟に、迅速に対応していくための体制もつくっていききたいということがありますので、グループ編成というのはその最たるものと捉えております。

所属長がその状況、ニーズ等々に合わせて必要なグループを編成したりとか、グループの中の内訳、配置の人数を変えたりとかというようなことは常々やれるような体制かとは思っておりますので、施行段階ではこの人数ではないという前提もありますし、施行直後の行政センター内のグループ体制と5年後の体制というのも変わってくる可能性はあると思っております。

そういったこともあって、固まったグループ編成、統一的なものをここで方向性を出して決めていくことがなじむかどうかというのは、私としては何とも言いようがないのかと率直に受け止めているところでございます。

**○加茂俊武委員** 理解しました。確実にこれでいくということは多分、まだ施行日にはこれより多い人数がいらっしゃるわけなので、基本的に流動的であるということは今本部長が言っていたと思うので、組織的にはこれでいくという解釈で、細かな数とかいろいろなグループについては、また流動的に最適化を目指していくということで理解しました。

副区長の件はどうか。これは記載されてしまっているの……。

**○高林修委員長** いやいや、先ほど丁寧にと言っているの、御意見として御発言されるのはやぶさかではないの……、後で一人一人に委員の意見を賜る時間がありますので、そこでおっしゃってください結構ですが。よろしいですか。

**○加茂俊武委員** かしこまりました。

**○太田康隆委員** これです市民サービス・組織のところについても、これでいいですかという話になっていくので、今ちょうどその問題が出ていたので、これはお願いとしてここで発言しておきますが、4月28日の我々の会派からの質問の中でも、区の再編によって81名削減という、これは以前示された削減率を使って計算した削減の人数なのかとか、専門職への影響とか、そういったところが質問として出ました。

それについての回答も頂きまして、議事録も確認しているのですが、81名削減というのはあくまでも理論値ということで、その内訳というのは区長、課長等の管理職の削減で31名、それから内部事務の集約等で50名の削減で81名ということになります。

やはり今、加茂委員も同様の指摘をされたのだけれども、心配なのは実際こういう組織にしていったときに、それで十分やっていけるのか。グループ制になっているのだけれども、そのグループでやっていけるのかというところとか、管理職だけが削減されて本当に専門職に影響していかないのかという、やはりそのあたりだろうと思うのです。

ですから、理論値は理論値なので、その計画に向かっていく際に現実的な対応というか、激変緩和措

置を取ったり、そういう現実的な対応をしていくことが大事だろうと我々としては思っていますし、会派の中でもそういう意見が出ていますので、そこらは今本部長も若干触れていただいたのだけれども、ぜひ配慮してやっていってもらいたいということを要望しておきます。どうでしょうか。

それは本部に言うことではないのだけれども、そういう意見をこの特別委員会としても指摘しておきたいのですが。

**○山名副市長** 組織、それから職員数につきましては、前回の特別委員会でも御説明させていただいたとおりでございます。区の再編にかかわらず、常に適正な最適な組織で臨むということは、今の御意見を踏まえて、しっかり検討していければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○高林修委員長** よろしいですか。

**○太田康隆委員** はい、結構です。

**○高林修委員長** それでは、1の市民サービス・組織については資料2の1、市民サービス・組織、別紙1、2となっていて、(1)区役所、(2)行政センター、(3)第1種協働センター、(4)第2種協働センター、ふれあいセンター、(5)市民サービスセンター、(6)区及び主要組織の組織編成、職員配置については、了承することといたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** 続きます、2の住民自治に移ります。

先ほども申し上げましたが、区再編後の協議会の体制については、会派に持ち帰って検討していただくことになっておりましたので、各会派から検討結果と併せて御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、指名させていただきますが自民党浜松さんは鈴木委員お願いします。

**○鈴木育男委員** 検討結果ですけれども、協議会の体制だとか在り方ですね、それから、あと住民自治の形や方向性については、ABC区それぞれの地域特性や住民意識の違いもあって、まだ会派としては検討中ということで、方向性も含めて結論が出ていないというのが現状でございますので、その旨皆様方に報告いたします。

質問項目については、今のところないものですから、また後で質問します。

**○高林修委員長** 創造浜松はどなたが……。

**○太田利実保委員** 1層目が3つの協議会、2層目として今の現行7区というところの2層体制ということで、私たちの会派はその案で了承していきたいと思えます。

**○高林修委員長** 2ポツ目のこの資料2の2の協議会の名称等については条例制定までに決定するというのは当局の姿勢なので、それでよろしいですか。

**○太田利実保委員** はい、結構です。

**○高林修委員長** 公明党、松下委員。

**○松下正行委員** 公明党としては、基本的には当局の提案した2層体制で、1層目は3つの協議会と、2層目は6から16程度の設置を基本とするというところ、それから、2ポツ目の協議会の名称、委員数、任期、権限、2層目の協議会の数等は条例制定までに決定するというところでおおむね了としたいと思えます。

ただ、一番ポイントになるのは、私たちの会派はやはり2層目と考えていまして、当局の提案でいくと6から16ということで幅広になっていまして、これはあくまでも基本とするという提案ですので、こは了とするのですが、我々としては、今までの市民への説明の中で出てきた意見なども踏まえると、

柔軟な対応というのがここは大切かという意見がほとんどでした。

ですから、ある意味がちがちに形、会議体、委員を決めて、それが地域ごとの様々な状況が違う中で負担になるという意見もございましたので、その地域に合ったやり方を地域住民自らが決めていきながら、その都度変更していくという形が一番いいのではないかという意見もかなり多く出ましたので、そういう意見があったということをご述べていただいて、基本的には当局の提案に賛成としました。

**○高林修委員長** 市民クラブ、岩田委員。

**○岩田邦泰委員** 今、松下委員のおっしゃった内容とほぼ同じです。

対案で示されていたこの図でいうと、2層目の50とそれから6ないし16が対案としてあったと思うのですが、それでいくと、逆にこの50地区の皆さんが思いのほか重い責任を背負わなければいけなくなるという印象を持たれているということも聞いているものですから、逆にその地域の方々がそれに対して難色を示すようなことでは元の木阿弥だと考えると、当局提案のこの方法、これを枠組みとしては持って、だけれども、50地域からいろいろな意見を吸い上げられるような仕組みづくり、運用をしっかりとやっていくと。その中で、今回エリアマネージャーとコミ担の役割なども記述していただいておりますので、ここをどれだけ膨らませていくかが肝であろうと思っています。

ということで、今回の提案に関しては了といたしたいと思います。

**○高林修委員長** 共産党さん、酒井委員。

**○酒井豊実委員** 別紙10の中でC区の協議会については、これは区の自治連からも意見・要望が出されて調整されている中で複合的な形になるという点では、そのとおりだろうと納得している状況です。

しかし、A区協とB区協の階層の数、枠組みを見ると、やはり会派としてもA区協の規模の大きさと今ある多様な4つの区を網羅的にしている中で、形式的あるいは形骸化の方向へ流れる嫌いが非常に強く心配されます。

それから、B区協については、今の浜北区と北区ですので、非常に多様性、個性の強いところをまとめるという点でも、地域性だとか個性の発揮という点では非常に問題があるという意見でございます。

そして、結論的にはエリアマネージャーとかコミ担、とりわけエリアマネージャーの御努力がどれだけありましても要は住民自治でありますから、住民のまとめる力という点からしてもかなり無理だと、改めてまずいと思っていますし、我々会派としても、現在の中区、東区、西区、南区、北区、浜北区についての区の協議会の方々とその御意見、様子というのを十分につかんでおりませんので、調査をしないといけないという段階であります。妥当だとするのはC区協だけという状況です。

**○高林修委員長** 各会派の御意見を賜りまして、今日のところは各会派の考え方を承りました。委員間討議はいたしません。

今、酒井委員のほうから最後のほうで御発言がありましたが、それぞれ私のほうも自治会連合会の会長さんたちの意見ばかりではなく、区協議会の会長さんの御意見もお聞きしたいということをご申し上げていました。

ここからは市民部長にお渡ししますが、7区の区の協議会の会長さんたちとの意見交換——意見交換という言い方でいいのか、されたということなので、御発言をしていただきたいと思います。

**○市民部長** ただいまの件につきまして、前回委員会において委員長から御指導いただいたということもございます。現在協議中の区再編後の協議会の在り方につきまして、改めて区協議会会長の皆様の御意見を伺いました。これは先日5月9日から11日にかけて、山名副市長以下市民部で実施したものでございます。

そうした中で、大きく言いますと2点、結論というか、総括的な御意見を頂いております。

まず、1点目でございますが、協議会の枠組み、こちらにつきましては7名の会長の方々皆様、当局案についてこういう形でスタートするのがよかろうといった御意見を頂戴しております。また、運用についてですけれども、これは先ほど来、議会の各委員の皆様からも御指摘いただいているとおりでございます。今後やはりしっかりと詰めていく必要があるということで、これも7名の会長の皆様全員からこの部分の指摘は頂いたものでございます。

少し細かく、詳しく説明をさせていただきますと、まず協議会の枠組みでございますが、御意見といたしましては、1層目については区の協議会として3つを置くのがよかろうという御意見でございました。また、2層目につきましては、地域課題を吸い上げて議論する場という形で設けて、これを現行の協議会をベースとした枠組みでスタートするのがよかろうという御意見でございました。

なお、C区につきましては、現行の協議会体制を維持して、いわゆる1層の形で進めさせてほしいという御意見がございました。

続いて、運用についてですけれども、これは当局としても課題として認識していたところであり、協議の結果の成否にかかわらず、地域から出された提言や要望について、また、協議会の議論について、行政側はきちんと回答して答えていくということが必要だということで、これは行政への宿題ということで御意見を頂きました。また、地域の声の吸い上げについては、コミュニティ担当職員がキーマンになってくると。これを組織の細分化で対応するのではなくて、コミュニティ担当職員が地域の皆様への日常生活の中に入って行って本音を聞いてくるのが重要になってくると。そうした活動をコミュニティ担当職員にはぜひやっていただきたいといった御意見でございました。

それから、地域の声を2層目から1層目という形で議論を、大きさというか課題の重要性等に合わせどこで議論するかということになってくるのですけれども、それについてはきちんと交通整理をするルールを設けてほしいという御意見でございます。

それから、運営等に当たっては、やはり地域の実情それぞれでございますので、それに応じた柔軟な運用を図れるような体制にしてほしいというお話でございます。

最後に、協議会の役割については、やはり行政側だけでなく地域の皆様、また委員となっていた方々にも正しく理解をしていただくことが必要であろうということで、これについては説明会とかその都度の下資料の準備、提示等も細かくやってもらうほうがよいのではないかとといった御意見も頂いたところでございます。

簡単ではございますが、意見報告については以上のとおりとなります。

**○高林修委員長** 確認ですけれども、我々に示されている別紙10を各区協議会の会長さんは御覧になっている上での意見交換ということでよろしいですか。

**○市民部長** 皆様にお示しさせていただいたものは、これまで特別委員会の中で協議会の体制ということで資料を提示させていただいたもの、これを全て御覧いただいて、御意見を頂いたというものでございます。

したがって、別紙10は今日初めてお配りをさせていただいているものですから、これは資料としてはお示ししてございません。

**○高林修委員長** 分かりました。協議会の体制について、今の市民部長の御発言も含めてですけれども、御質疑、御意見のある方はおっしゃってください。

また、先ほど申し上げましたが、内定案を了とするというところで、皆さんの御発言をいただきます

ので、そこでも御発言いただいても結構です。この区協議会の体制について何かお聞きになりたいことがあったらおっしゃってください。

**○稲葉大輔委員** 協議会についてこれから議論をまだまだ深めていかないといけないとは思っておりますが、これまでの自治会長とか協議会の会長への説明の状況を聞いてみると、基本的には当局案でお願いしますという説明になっているような気がいたします。

実際は現況に課題があるので、地域自治、住民自治について強化していくとか、地域コミュニティーのより細かいところに手が届くような体制づくりを区の再編を通じて実現していこうと、そんな思いでやってきている中、この区の協議会について双方の案についてのメリット、デメリットみたいなのがしっかりと地域住民には伝わっていないのではないかと思います、その点、説明の内容についてどうだったのか教えてください。

**○高林修委員長** 基本的には、この区の協議会の会長さんとの意見交換で私と副委員長は同席していませんので、市民部長にお答えいただければと思います。

**○市民部長** 説明の仕方等については、その前に区の連合会長の皆さんに3回ほど意見交換させていただいておりますけれども、基本的には説明ぶりを特に大きく変えたものはございません。これまで特別委員会へお示しさせていただいている資料に沿って、我々とする特別委員会の中でこうした議論があり、当局案と特別委員会から示された案というものをきちんとお示しして、それぞれこうしたメリット、デメリットがありますということをお説明した上で、最終的には3月にお示しした資料を御覧に入れて、当局とするとこうした形で特別委員会にも提案をさせていただいておりますという説明で、資料については御案内をさせていただいたということでございます。

**○稲葉大輔委員** 分かりました。これからの協議ですので、メリット、デメリットの説明をまた改めて明示していただいて、協議の対象にしたいと思います。

**○高林修委員長** ほかに、区協議会の体制について御意見・御質問のある方。よろしいですか。

**○鈴木育男委員** すみません、別紙10の3番の2層目から1層目へ上げる具体例ということで、「2層目で解決することを基本とするが、重要事項は1層目へ上げる」、この下のポツ3つが重要事項という考え方でいいのですか。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 御覧のところで、御理解のとおりでいいかと思っております。2層目の部分を担ってくるのは、案の中では行政センターと区役所という案になっております。

予算を策定していくところというのは、どうしても区役所というくくりになってまいりますので、区役所の予算に関する事。それから、区役所の予算に絡む区重点提案事業、これについては予算と結びつけて区長権限で要求をしていくという部分で必要がありますので、1層目へ上げていくということを考えております。

それから、要望書という形で書面を作って提出していくことというのは一つ重要な要望の事項になるかと思っておりますので、これも1層目で協議をとということで、代表的なものとしてこの3つを基本に考えております。

**○鈴木育男委員** 例えば、A区で重点提案事業といったときに、道路改良だとか施設整備だとか修繕とか自主防災の支援だとかというのは、旧の中、東、西、南、それぞれが違う思いがきつとあると思うのよね。それも全部A区協に上げて、区として重点提案というふうに考えているのですか。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 区で重点提案事業というものは、区における総合行政の推進に関する規則の中で区長が本庁所管部局へ事業についての説明を求めたり、要求するという権限に

のたった一つの事務の事務として現行でも動いているものになっております。

この仕組みを現行の規則の中で、区長から本庁所管部局へ要求するということで、区長に対して区協議会が意見を述べた中でやっていただきたいということで考えております。

**○鈴木育男委員** これから先の議論で、その辺が一番しなければならないところで、区長の権限がどういうものか、どうあるべきかみたいなどころまでやらないと、そこら辺がびっちり出ないと私は思っている。

それから、A区の場合で言うと、中だ、東だ、西だ、南だと何十万人という人たちがここにいるわけだよ。その人たちの意見が、例えばA区の区協に上げないと話にならないのではなくて、2層目で解決することを基本とすると書いてあるので、この上を抜けてA区協を通らずにずん抜けていったものを、それぞれの行政センターで旧の区の意見だよということをしっかりと受け止めて、行政的にそれはどう対応するか、というのはびっちり考えるよといった担保がなければどうにも信用できないのだよ。

そういうことがびっちりするから、もう一個下の地域の層がしっかりまちづくりだとか、地域づくりだとかに頑張れるのではないかと私は思うのだけれども、その辺についてはどうですか。

今ここで言うことではないかもしれない、これから先の協議だからね。

**○市民部次長（市民協働・地域政策課長）** 仕組みとかエリアマネージャーの役割の中で、地域で起こった課題についてそれを所管の部局へつなげていくという役割が今の中でもございます。その仕組みでこの協議会の2層の中で1つずつ上がっていくのではなく、地域の声としてしっかり所管へ届けるという中で動いていくという部分もあります。

委員のおっしゃったようなびっちりとした形というのは、区長権限に基づく重点提案事業というのが、これが一つ必ず所管の部局も答えなければならないという仕組みになっているものですから、しっかりとした形のものとしてここに記載させていただきました。もちろんこれ以外にも地域の声を聞いて、しっかり所管が施策に反映していくというものもあるというふうには考えております。

**○鈴木育男委員** これからいろいろと議論したいと思っているのだけれども、地域の自治会で上がったものも要望だし、連合会で上がったものも要望だし、旧の区の行政センター単位で上がったものも要望だみたいな形で、行政は全部それぞれに答えてくれるわけだね。そう言うのならば、今と何も変わらない体制のままでこれからもいいよという、そういう考え方ですか。

**○市民部長** 要望の全て、協議会の中で議題にするのかどうかというお話は、また、それはそれで別のお話かと思っています。

要するに各団体から市行政へ直接要望いただくということについては、それは区の再編があろうがなかろうが通常どおりあるのではないかと考えています。

区の協議会として行政に対して何らかの提言・要望するという動きがあれば、今申し上げているような体制の中で議論し、要望としてまとめていくという形になるのかと思います。

その前の御発言の中で、例えば2層目のところで、1層目の特に協議を経ずに行政へ直接問題解決を図るケースの担保というようなお話がございましたけれども、これについてももちろんそういう形というのは十分、現在もございますので、それについては、特に形をしつらえたからといってそれがなくなるといったことではないというのは、我々としてももちろん考えているところでございます。

ただ、例えば現在も区の協議会の中へ議題として上がってくるような案件というものもあるのですが、要望として整理するのではなくて、すぐに対応できるものは、その場にいるコミ担ですとか所管課の職員がすぐに動いて解決しているケースは、実際に結構な件数がございますので、その仕組み、動きを潰し

てしまうというつもりは全くございません。形とするとそれは残るわけですが、それをきちんと担保を取れるようにしたほうが良いという御意見については、十分承らせていただきたいと思います。

**○鈴木育男委員** 分かりました。

なので、やはり先ほど連合会の皆さんと話をしたときとか、要するに交通整理、ルールの整理が必要だよという、そこら辺が分かるような形をこれから一緒に考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** かねがね申し上げているように住民自治の強化は必要で、そのための協議会の体制づくりなのですが、先ほど市民部長の御発言の中にもまだまだこれからという、そういう発言があったので、これからやっていかなくてはいけないと思っています。

当然枠組みも大事ですけども、運用面についても大事なので、今、鈴木委員がおっしゃったことは本当にこれからの協議の上で重要なことだと私は思っています。

それでは、この資料2の2、住民自治につきましては当局の考え方を認識した上で、今後運用面も含め、また2層目のルールづくりというお話もありましたけれども、継続協議とすることを条件に了承することといたします。

### (3) 施行時期について

**○高林修委員長** それでは、続きまして、協議事項(3)施行時期についてですが、各会派から検討結果を発表していただきたいと思いますが、まず、前回委員会にて当局が提案した内容について、確認したいことがありましたら御発言をお願いします。

前回、当局から示された4月28日、区再編の施行日についてという資料があると思いますが、改めて、このことに関して御質問や確認したいことがあればおっしゃってください。

**○酒井豊実委員** その翌日でしたかね、前回の委員会の後にこの件で新聞報道があって、1面で伝えられた新聞もありましたが、異論はなかったという書き方の新聞もありましたので、早速どうなっているのだということで苦情が入ったというのが我が会派でありました。その中で、前回の提案として、年末年始、その期間を取らなければいけないという根拠。それから、ほかの場所では全くそういう移行ができないのか。それから、12市町村の合併時のときには、そういう行政を休止して移行するというのは取らなかった気もいたしますが、12市町村の合併時と今回の事務処理、あるいはIT機器のいろいろな調整・変更を含めて相違がどこにどうあるのか伺います。確認をさせてください。

**○高林修委員長** 酒井委員の3点の質問について、当局はどなたが答えられますか。

**○区再編推進事業本部副本部長** まず、日数がどれぐらいかかるかということですが、所管に確認しているところでは、一番大本となるのが住民記録のデータになりますけれども、それが約80万件ございますので、その更新に3日程度かかると。

基本となるシステムはそのシステムになりますけれども、そこから関係するシステムへのデータ連携等を行なって、また、さらにその動作の検証・確認作業を行いますので、そうしますと全体で5日から6日程度はかかるということで確認をしております。

もう1点、合併時との違いということですが、これはこの資料の2の理由、3ボツ目にも記載

させていただいておりますけれども、閉庁期間を設けない場合は現行システムと同一のシステムを用意し、並行稼働させる必要があるということで、合併時はこのとおり並行稼働をしていたという状況がありまして、日付が1月1日ではなくても対応ができたという状況にあります。

○高林修委員長 酒井委員、今のお答えでよろしいですか。

○酒井豊実委員 概略、網羅されているだろうと憶測をしています。

○高林修委員長 よろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 それでは、各会派から検討結果を発表していただきたいと思います。

自民党浜松、鈴木委員。

○鈴木育男委員 施行の時期につきましては、当局提案で一番やりやすいとき、しっかりとできるときということで、令和6年1月1日を自民党浜松としては了といたします。

○高林修委員長 創造浜松は、太田利実保委員。

○太田利実保委員 了承します。

○高林修委員長 公明党、松下委員。

○松下正行委員 公明党も了とします。

○高林修委員長 市民クラブ、岩田委員。

○岩田邦泰委員 市民クラブも了です。

○高林修委員長 日本共産党浜松市議団、酒井委員。

○酒井豊実委員 施行時期については異を唱えたいと思います。最初の計画では令和6年内にというような計画でスケジュールが入っていたと思いますので、さらに慎重に対応していくべきだというのが考えです。

○高林修委員長 対案はないわけですね。

○酒井豊実委員 具体的な対案はありません。

○高林修委員長 それでは、各会派からの検討結果を発表していただきました。日本共産党浜松市議団以外は令和6年1月1日ということでございますので、施行時期について当委員会は、令和6年1月1日と結論づけます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### （４）区割り案（決定）について

○高林修委員長 続きまして、協議事項（４）区割り案（決定）について協議を進めてまいります。

先ほどまでの協議で施行時期が令和6年1月1日と決まり、当局が示される区再編（案）における市民サービス・組織等については協議が整いましたので、改めて各委員から区割り案（決定）に係る意見表明をしていただきたいと思います。

決定に当たっての賛否については、これまでの協議内容も踏まえ、意見が収れんされたところで結論づけていきたいと存じます。

それでは、私の勝手な運営で恐縮ですが、鈴木育男委員から順に反時計回りで御発言願いたいと思います。

○鈴木育男委員 私が思っている一番大事な区の再編に係るこの協議会等、やはりまだまだ検討する余地があるということは承知しておりますが、基本的にその辺の協議もしっかりとこれからやっていく

ということで決定については了といたします。

**○太田康隆委員** これまでも区の再編に関しては、いろいろな時期にいろいろな発言をさせていただきました。自分が考えている形とは違った結果で、今は3区となってきたわけですが、それが議会としての大勢ということですので、それに沿って従っていくという考えです。

ただ、去年の12月7日だったと思いますが、最終3区という1案に絞られた後、各区の協議会であるとか自治連合会に説明に委員長が回っていただいたときに、この特別委員会で最後に新3区案の配慮すべき課題ということをお願いして、それについても丁寧に参考資料という形で各区の協議会、あるいは自治連の会合に席上配付もしていただきました。

そこで私は2つ、この新3区案で今後とも配慮していくべき課題として述べていることは、くしくも平成17年の12市町村合併を思い出すと、ほぼ旧浜松市と合併市町村というような色合いが出てしまったのです。ですから、また合併前の地域のエゴみたいなものに戻らないように、ぜひ周辺への発展や融和などの施策をしっかりと推進して、配慮して行ってほしいということが1点。

それから、新しい区割りを見ると、面積と人口が非常にアンバランスです。バランスを欠いています。特に人口バランスが発言力の差になっていくということがないように、これは議会とか当局の努力でカバーできると思うのですが、そういう格差がないように配慮しながらやっていく。これも場合によっては仕組みも必要になってくるかもしれません。

その2点を配慮していくことをぜひ忘れないでいただきたいということをお願いして、この新3区案を了としておきます。

**○加茂俊武委員** 私も言おうとしていたことを太田委員が全部言っていただきましたけれども、前回の選挙の公約で行政区再編は反対という立場で、地元で訴えて出てきました。

それから、細江地区自治会連合会は北区役所の存続を要望していました。その形がならなかったというところで非常に複雑な思いではありますけれども、会派の大勢の意見というところ、議会の流れというところで意見には従いたいと思います。

太田委員がおっしゃられたように、やはり配慮すべき事項、旧浜松市と合併市町村、そこに溝ができないような体制づくり、それから、やはり人口のアンバランスがイコール議員のアンバランスにもつながりますので、そこがこの配慮すべき課題という文章では出ていますけれども、これはあくまで気持ちの問題で、そこに何か仕組みとか体制とかそうした担保をする何かを考えていただきたいということをお願いして、了とさせていただきます。

**○稲葉大輔委員** もともと区の再編については、経費の削減であるとか専門人材の不足であるとかいろいろな面から目的を検証し現状把握してきたつもりで、当初から賛成の思いを持ってまいりました。

ただ、その中にはデジタル化をしっかりと実装していくであるとか、地域窓口サービスの利便性を確保するとか、あるいは地域課題を現状見えている課題より細かく掘り下げて伴走してしっかりと地域のコミュニティづくりをサポートしていく、そのようなことを目標に区の再編ということで進めていったらどうかと思ってきました。

今日の最終案に出ている組織図を見ると、現行の区役所から行政センターに集約されていく人員配置、これを見ていて、一番減っているのは地域振興とか生涯学習とかスポーツといったまさに地域づくりに関わる人が減らされています。減ること自体は、そもそもの計画案の中で仕方ないことではあるのですが、これらが減ったことによって本当に地域づくりがしっかりとサポートされていくのか。

一方で、コミュニティ担当職員を強化していく、協働センターを強化していくという話が進んでいま

すので、それらをしっかりとやっていく、この約束をつけていただかないといけないかと思っています。

今、お二人から意見がありましたけれども、区が大きくなることで地域の意見が埋没したりとか、人口の小さな区とか、あるいは小さな地域の声が届かないということがあってはいけませんので、この地域づくりをますます強化するということを約束していただいて、先ほどの協議会の在り方とかコミ担の強化と、この辺がまだまだ課題はあるかと思っていますので、そこを踏まえた上で区の再編案としてはとしていきたいと思っています。

**○齋藤和志委員** 区割りにつきましては、私ももともと推進するという立場で参加させていただいております。

そして、これまでいろいろな議論のプロセスについては、一定の公正な形の中で地方自治の在り方とか、行政サービスの在り方とか、住民自治等々について、この議会内、会派内、それから地域の皆様の多様な御意見を頂きながら進めてきたということもございます。

そして、この新しい区割り案、こういう形になってきましたけれども、まだまだいろいろな面で詰めていく課題は確かにたくさんあるかと思っておりますけれども、この区割り案、組織編成については、私は了解したいと思っております。

そして最後に、確かに区は割れるということもありますけれども、浜松市はもともと合併して1つということ、やはりここは基本に置いて、地域によって格差がないような一つの浜松市として、今後とも市民の皆様の地域づくりだとか市全体の維持発展、そういったことにこれからも努めていきたいと思っています。

**○小野田康弘委員** 昨年、会派の代表として新3区案を提案しました。そこで地域特性を重点に置いてこの3区案を示しましたけれども、今後この地域特性を生かした区政をしっかりとやっていただいて、浜松市にあるいろいろなものをいかに生かせるか、そういうところで行政が率先してやっていただきたいと思っています。

それともう一つ、この区の再編で市民サービスが一番市民にとって関心がありました。やはりこの機をもって行政と市民がいかに近づくか、そういう行政運営ができる体制をしっかりと築いていただきたいなと思っています。

そういう形で、区を再編してよかったと思えるような行政運営をしていただきたいと思っていますので、この3区案を了とします。

**○酒井豊実委員** まず、全体的な流れの意見としては、都市内分権とか区長権限とかそういう方向性を従来から追求してきたと思いましたが、今回の議論全体の中で分権、区長権限、独自の区政というのが大きく後退した印象を強く持っていて、デジタル化をさらに進めるという中で集中的な管理、中央集権的が浜松市にも生まれてくることに対する強い危惧を持っております。結論的には3区再編案に反対ということであります。

1つ目としては、住民投票の結果、これも区の再編案のこの資料1の中にも改めて書き込まれておりますが、それを反映していない。

2点目には、今年の初めに行われた区の協議会、自治連、引佐3町それぞれの自治連の説明会、意見聴取、それから引佐の3区住民が自主的に説明を求めた場での意見が反映されていないと、そう言わざるを得ません。また、振り返れば、今年の秋に北区自治連及び西区自治連からも北区役所、西区役所を残してほしいという強い要望が出されましたが、それが本当に無視された状況になっているということを改めて今認識しているところです。

そして、3点目はパブリックコメント、今日も議論されたわけですが、その報告がない中で、しかも区の協議会や自治連に対してパブコメの結果文書がまだ報告されない中で決めていくということに対しては、強く異論を唱えたいと思います。

4点目、正規81名の職員削減によって、市民サービスのマイナス、防災体制も含めて非常に強く危惧をしております。職員のパワーに対する重い負担がかかるということでの危惧もしております。

最後に、5点目であります。住民自治の後退側面というのも危惧をしております。7区の協議会が活動されて住民意思が反映される。それさえも形骸化ということが言われる中での展開議論がまだ続いているわけですが、それを3区にするということで非常に難しい住民自治の高いハードル、これが危惧されるということでもあります。

最後に付け加えますと、三方原地区が現在の北区の区域から離れるということに対する住民合意がされていないということも会派の中で話されているところであります。

以上の点から、3区再編案に対して反対、合意できないということを改めて言っておきます。

**○高林修委員長** 今までの酒井委員の御発言をまとめてもらったと思っています。

**○岩田邦泰委員** 私、議員になってからちょうど3年ぐらいたつわけですが、3年間ずっとこの議論をさせていただいています。

数の話で言いますと、私どもは2区がいいのではないかとということで話はしてきましたが、3区、それから4、5、6区と様々な意見があった中で3区に集約していく。これは議会、それから市民の皆様も含めて、浜松市はこれからの何年間もしっかりとした市政運営をしていくのだと。

今年、市長がよく言っているのは、サステナブルな市政運営をしていくという話がありますけれども、その市政運営についてはもう十何年前からこれをしていたといったことでは、その結論に至るところにいることは非常に感慨深いものがあると改めて思っております。

先ほど来の話の中でも、面積や人口のアンバランスといったこと、それに対する配慮が必要だといったこと、それは当然必要だと思っております。副市長の配備等、当局も様々な案を出しているといったところを私も評価させていただきますし、3区案というのは思っていた数よりは1つ多いですが、その中で最善を求めていくといったことをしっかりやっていたらと改めて思っています。

体制等に関しましても、これから将来にわたって市が柔軟に変化させていく。走りながら考えて変化させていくということで私も認識をしておりますので、しっかりとそこを確認しながらこれからまとめに向かってまいりたいと思っております。

**○松下正行委員** 我々公明党としても、最初は2区ということを主張させていただきました。この特別委員会の議論の中で、すごい数の区割りの案が出て、その中で収れんしながら最終的に3つの案から1つに絞って今の新3区案というのが出てきたということで、様々な議論をさせていただく中で紆余曲折ありましたが、我々としては重要にしたのは3つあります。

1つは、この区の再編に当たって住民自治をしっかりやるということです。それからもう一つは、当局も説明をしていく中で常々言っている市民サービスを低下させないと。3つ目が市民、議会、そして当局という、この情報共有ということのポイントで議論させていただいたつもりです。

これは市長も言われている将来へ向かっての浜松市を持続可能な地方自治体にしていくためには必要な区の再編だということで、今まで様々な議論をさせていただいたと思っております。

すぐに結論は出ませんが、ここまで議論してきた中で、本当に丁寧な議論をさせていただいたと私は

思っております。そういった中で、市民への説明も区の協議会、それから区の自治連の皆さんにはしっかり説明をした中で、またこの特別委員会の中で議論をさせていただき、今日この最終版の区の再編の案に関する決定についてどうかという話でありますので、我々としてはおおむね賛成ということで、この区の再編新3区案については了としたいと思えます。

**○太田利実保委員** 私も当初はやはり一番削減効果額が多く見込まれる2区案を支持しておりましたけれども、特別委員会の中でレーダーチャートを用いたり、様々な議論を経た中で3区ということになって、その区割りについても様々な議論をした中で決定してきたと。さらに、区の協議会であるとか区の自治連とかというところで説明をしながら、理解を得ながらやってこられた、そんな経緯を踏まえてみれば、しっかり議論して理解を得てきたのではないかと思います。

一番大事だと思うのは市民サービスを低下させない。それから住民自治のところ、こういった形で地域の意見を捉えていくかというところで、これは今後の議論があるということですが、そこに対して区政の担当の副市長ですとか、コミュニティ担当職員をフル活用していくということも当局から提案がございました。そういったところで十分にカバーできるのではないかと思います。

面積や人口のアンバランスはございますが、そのアンバランスが施策のアンバランスにつながらないといったところは必要だと思いますけれども、あくまでも一つの浜松、オール浜松というところを基本に置きながらやっていくことが大事だと思っております。

この区割り案について了としたいと思えます。

**○高林修委員長** 最後に関副委員長。

**○関イテロー副委員長** 12市町村が合併して政令市に移行するときに、私個人としては、区は要らないのではないかと思います。ただ、これは法的に言いますと不可能なことですし、12市町村が合併するときの様々な状況を見ると、今の7つの区というのは移行期の中でそれなりに役を果たしたのだろうと。

ただ、少子高齢化も含めて社会状況がいろいろ変わる中で、私の見方としては行政の都合で区の再編をしようではないかという面があったことは確かだと思います。

それに対して市民の方からの不安があったり、先行きに対しての思いがあったりして、様々な意見を頂いてきました。全てをこの委員会、それから当局の御努力で応えてきたかといえば、なかなか難しいところがありますが、ただ、これで終わりではなくて、今後条例の制定とか、その後のしっかりと機能しているのかということまでのチェックをすることによって、より市民の方々の思いに対して評価をいただけるだけの成果を上げていければいいのだろうと。

限りある財源の中で、皆さんおっしゃいましたけれども、その中でも地域特性を非常に大事にしながら、今後担当の副市長、それからコミュニティ担当職員の方たち、この役目を重く感じておりますし、また、行政としてもそれなりの評価をしっかりとさせていただけたらと思っております。

1つの区切りとして持続可能性も含めて皆さんの御意見もお聞きする中で、今の案を了としたいと思えます。

**○高林修委員長** 皆さん、本当にありがとうございました。

当委員会は、数えることを途中でやめてしまいましたけれども、恐らく50回以上委員会や協議会を重ねてきて、3人ほど委員の方は代わられましたけれども、私としても本当に丁寧な議論をしてきたと思えますし、その上での皆さんの重い発言だと思っております。ここにいらっしゃる以外の市長、それからほかの職員さんにぜひこの各委員の皆さんの発言を聞いていただきたいなと改めて思っています。

それでは、結論づけたいと思います。この区割り案につきましては、一部パブコメ等で修正はありましたが、また、区の協議会の体制については継続協議ということでもありますけれども、当局の区割り案については了承いたします。

また、本件につきましては、市政における重大な決定事項であることから、全議員に対して何らかの報告が必要ではないかと考えております。

議会運営に関する申し合わせ事項がありまして、特別委員会の場合、2月定例会の最終の全員協議会において1年間の活動報告を行うこととしておりますが、私としてはこの申合せを準用し、行政区再編協議が一区切りとなるこのタイミングで全員協議会にて活動報告を行ってはどうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、区割り案（決定）の報告について、全員協議会にて活動報告を行うため、議会運営委員会にて取扱いを決めていただくよう依頼することといたします。

委員の皆様には、会派に戻られましたら、この旨を議会運営委員会の委員の方にお伝えいただくようお願いいたします。

本日の協議事項は終了いたしました。

次回の委員会では、今後のスケジュールなどについて協議を行いたいと考えております。

開催日程ですが、次回の委員会は5月27日の午後とさせていただきますが、時間につきましては調整の上、後日改めてお知らせすることといたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

14:42